

第 6695 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 6月 4日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 保険税務の改正

Q : 保険税務が改正されるようですが、どのようになるのですか？

A : 次のようになります。

【解説】

先ごろ、国税庁は保険契約等に関する権利の評価に対する改正案を公表し、意見を公募しました。

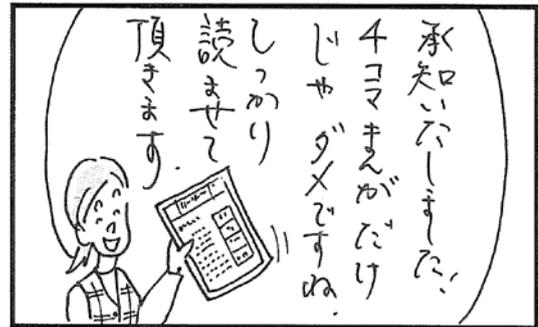
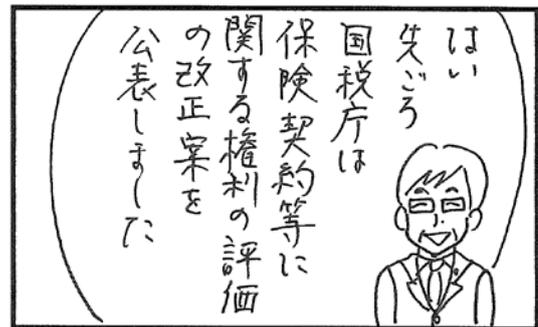
主な内容は、次のとおりです。

今回の改正は、法人税基本通達9-3-5の2(定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い)の適用を受ける保険契約に関する権利について見直しが行われます。

法人が契約した定期保険又は第三分野保険を個人に名義変更をする場合、これまでは、その変更時におけるその保険契約等を解約した場合の解約返戻金の額で評価することとしていましたが、第三者との通常の取引を考えると適当でないとして、次のように評価するとなりました。

① 支給時解約返戻金の額が支給時資産計上額の70%に相当する金額未満である保険契約等に関する権利を支給した場合には、支給時資産計上額により評価する。

② 復旧することのできる払済保険その他これに類する保険契約等に関する権利を支給した場合には、支給時資産計上額に法人税基本通達9-3-7の2(払済保険へ変更した場合)の取扱いにより使用者が損金に算入した金額を加算した金額により評価する。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】